

施設基準等の事務手引（令和2年4月版） 追補(5)

令和4年(2022年)1月 社会保険研究所

以下の通知、事務連絡により、本書の内容に一部訂正、追加情報がありましたので、追補いたします。

- 令和3年11月5日 厚生労働省保険局医療課事務連絡 疑義解釈資料の送付について（その80）
- 令和3年11月30日 保医発1130第2号 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
- 令和3年12月10日 厚生労働省保険局医療課事務連絡 「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の一部訂正について

頁	該当箇所	改正前	改正後
特掲診療料の施設基準等			
手術			
【参考】自家培養角膜上皮移植			
1150	関係通知 特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について	下から1行目 〔改行して追加〕 (6) 自家培養口腔粘膜上皮 ㊦ ア 角膜上皮幹細胞疲弊症であって、重症度StageⅡA（結膜瘢痕組織の除去（必要に応じて羊膜移植）を行ったにもかかわらず角膜上皮の再建に至らない場合に限る。）、StageⅡB又はStageⅢの患者に対して使用した場合に、片眼につき1回に限り算定できる。 イ 自家培養口腔粘膜上皮・調製・移植キットは、次のいずれにも該当する医師が使用した場合に限り算定する。 a 眼科の経験を5年以上有しており、角膜移植術を術者として5例以上実施した経験を有する常勤の医師であること。 b 所定の研修を修了していること。なお、当該研修は、次の内容を含むものであること。 i 自家培養口腔粘膜上皮の適応に関する事項 ii 角膜上皮幹細胞疲弊症の重症度判定に関する事項 iii 口腔粘膜組織採取法に関する事項 iv 移植方法に関する事項 ウ 自家培養口腔粘膜上皮・採取・培養キットは、口腔粘膜組織採取法に関する研修を修了している医師が使用した場合に限り算定する。 エ ヒト自家移植組織（自家培養口腔粘膜上皮）を使用した患者については、診療報酬請求に当たって、診療報酬明細書に角膜上皮幹細胞疲弊症の重症度を含めた症状詳記を添付する。	
	診療報酬留意事項通知	下から4行目 (5) 自家培養角膜上皮移植を	(5) 角膜上皮幹細胞疲弊症に対して自家培養角膜上皮移植又は自家培養口腔粘膜上皮移植を
		下から1行目 〔改行して追加〕	
		(7) 自家培養口腔粘膜上皮移植の実施に際して、口腔粘膜組織採取のみに終わり角膜移植術に至らない場合については、区分番号「K423」に掲げる頬腫瘍摘出術の「1」粘液嚢胞摘出術の所定点数を準用して算定する。 ㊦ (8) 自家培養口腔粘膜上皮移植の実施に際して、自家培養口腔粘膜上皮移植を行った保険医療機関と口腔粘膜組織採取を行った保険医療機関とが異なる場合の診療報酬の請求は、自家培養口腔粘膜上皮移植を行った保険医療機関で行うものとし、当該診療報酬の分配は相互の合議に委ねる。 ㊦	

頁	該当箇所	訂正前	訂正後
【付26】 K594・4・イ 左心耳閉鎖術(開胸手術によるもの)			
1288	<p>診療報酬 留意事項通知</p> <p>追補(4) 11頁 〔改正後 を訂正〕</p>	<p>(2) 「4」の「イ」開胸手術によるもの又は(5)に掲げる左心耳閉鎖術を胸腔鏡下に実施したものは、区分番号「K552」、「K552-2」、「K554」、「<u>K554-2</u>」、「K555」、「<u>K555-3</u>」、「K557」から「K557-3」まで、「K560」及び「K594」の「3」に掲げる手術（弁置換術については機械弁によるものを除く。）と併せて実施した場合に限り算定でき、当該手術を単独で行った場合は算定できない。</p> <p>(5) <u>左心耳閉鎖術を胸腔鏡下に実施した場合は、本区分の「4」の「イ」開胸手術によるものの所定点数を準用して算定する。</u></p>	<p>(2) 「4」の「イ」開胸手術によるものは、区分番号「K552」、「K552-2」、「K554」、「K555」、「K557」から「K557-3」まで、「K560」及び「K594」の「3」に掲げる手術（弁置換術については機械弁によるものを除く。）と併せて実施した場合に限り算定でき、当該手術を単独で行った場合は算定できない。</p> <p>(5) <u>左心耳閉鎖術を胸腔鏡下に実施したものは、「K554-2」又は「K555-3」に掲げる手術（弁置換術については機械弁によるものを除く。）と併せて実施した場合に限り算定でき、当該手術を単独で行った場合は算定できない。なお、左心耳閉鎖術を胸腔鏡下に実施した場合は、本区分の「4」の「イ」開胸手術によるものの所定点数を準用して算定することとし、当該手術と「K554-2」又は「K555-3」に掲げる手術を同時に行った場合には、主たる手術の所定点数に、従たる手術の所定点数の100分の50に相当する額を加えた点数を算定する。</u></p>

疑義解釈資料

50頁 基本診療料【2】 A003 オンライン診療料

その80（令和3年11月5日・事務連絡〈別添・医科〉）

問1 区分番号「A003」オンライン診療料の施設基準において、「頭痛患者に対する情報通信機器を用いた診療に係る研修」とあるが、当該研修にはどのようなものがあるか。

答 現時点では、一般社団法人日本頭痛学会の実施する「日本頭痛学会e-learning」が該当する。

施設基準等の事務手引

令和4年4月版

6月末発売予定